

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 2 日

都道府県
各 指定都市 地域子ども・子育て支援事業担当部（局）
中 核 市

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

小学校の臨時休業等に伴う地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係FAQについて（令和3年9月2日現在）

平素より、子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえて、地域によっては夏季休業の延長等により、小学校の臨時休業等が行われているものと承知しております。その場合において、特に小学校低学年の子ども等については、保護者が就労等を理由として昼間自宅におらず、一人で自宅に居ることが困難な場合も想定されるため、放課後児童クラブを午前中から開所すること等により、小学校の臨時休業等の期間中、子どもの居場所を確保することが重要と考えています。

このため、今般の夏季休業の延長期間において、放課後児童クラブを午前中から開所した場合の費用については、別添1のN0.41のとおり、学校管理規定等の改正の有無に関わらず、「新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援）」の算定対象として取り扱っても差し支えありません。これも踏まえ、各都道府県、市町村におかれましては、域内の小学校において臨時休業等が実施される場合には、臨時休業等を判断する教育委員会の関係部局等との緊密な情報共有、連携の上、臨時休業等の期間中における子どもの居場所の確保について、放課後児童クラブでの対応を含め、地域の実情に応じた必要な対応をいただけますようお願いいたします。また、各都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に周知していただきますようお願いいたします。

なお、別添2「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認され

た場合の対応ガイドラインの送付について」(令和3年8月27日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)を踏まえ、夏季休業の延長ではなく、小学校を臨時休業等した場合に放課後児童クラブを午前中から開所した場合の費用についても、「新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業(小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援)」の算定対象となることについて申し添えます。

地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係FAQ（R3. 9. 2）

	事業名	質問	回答	発出日
1	放課後児童健全育成事業 （令和2年学校の一時臨時休業における開所関係）	学校は臨時休業するのに、なぜ放課後児童クラブはしないのか。	放課後児童クラブについては、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、原則として引き続き開所しただくこととしております。 ただし、放課後児童クラブにおいても、感染の予防に最大限配慮することが必要であり、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和2年2月25日付け事務連絡）」①児童や職員が罹患した場合や、地域で感染が拡大している場合には、市区町村の判断の下、臨時休所が行われるとともに、②開所する場合にも、手洗いなどの感染拡大防止の措置を講ずるなど、感染の予防に努めるよう周知しているところです。	令和2年3月11日 令和3年1月7日修正 （下線部分）
2	放課後児童健全育成事業 （開所関係）	放課後児童クラブにおいて感染してしまった子どもが出た場合、市区町村はまず何をすべきか。	都道府県の保健衛生部局等と連携の上、感染者の状況の把握とともに、濃厚接触者の範囲の確認を行い、休所について判断を行ってください。休所に関する措置については「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和2年2月25日付け事務連絡）」で示しているところです。 他の保護者への周知については、個人情報に十分配慮した上で、 ・現時点での休所予定期間 ・休所中の健康観察とその連絡（症状が出たら保健所とともに放課後児童クラブにも必ず連絡するよう依頼） ・代替事業の紹介（ファミリー・サポート・センターやベビーシッター等） ・利用料等の取扱い ・今後の連絡先や相談窓口 などについて情報提供及び要請を行ってください。 感染症対策としての消毒については、保健所の指示に従い、施設の消毒を行ってください。 感染した子ども等に対して、偏見が生じないよう、人権に配慮した対応が必要であり、休所に際し子どもや保護者に過度の不安を生じさせないために、新型コロナウイルス感染症について正しい認識や感染症対策を含めた理解を深められるよう情報提供を行ってください。	令和2年3月11日
3	放課後児童健全育成事業 （開所関係）	子どもが濃厚接触者に特定された場合どのように対応すべきか。	子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該子どもの保護者に対し、市区町村は通所を避けるよう要請することとしています。なお、この場合において、通所を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を目安としております。	令和2年3月11日
4	放課後児童健全育成事業 （衛生管理）	新型コロナウイルス感染症の予防のために注意すべきことはあるか	まずは、一般的な感染症対策や健康管理を心がけてください。最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことです。具体的には、石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを行ってください（適切な手洗いの手順等については『保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）』のP14等をご参照ください。）。また、新型コロナウイルス感染症対策として、手が触れる机やドアノブなど物の表面には、消毒用アルコールの他、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒が有効です。 定期的な換気も併せて行ってください。特に、行事等により、室内で多くの子どもたちが集まる場合には、こまめな換気が重要です。 なお、放課後児童クラブの現場においてマスク等が必要というご意見も伺っており、職員に一人一枚布製マスクが行き届くよう配布を行っているところです。また、市区町村がマスクや消毒液の購入等に必要となる経費を上限50万円まで補助することとしております。 『保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）』 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf	令和2年3月11日
5	放課後児童健全育成事業 （衛生管理）	令和2年3月2日付通知の子どもの居場所の確保に係る衛生管理についての「別紙」は、放課後児童クラブには適用されるか。	当該通知の「別紙」は学校が子どもを預かる際の留意点について示したものであり、放課後児童クラブを念頭に置いたものではありません。 学校においても、あくまでも衛生管理の際に参考としていただきたいという趣旨で示したものであり、具体的な運用については、それぞれの施設の状況や子どもの実態に応じて柔軟に対応いただく位置付けの資料です。 一方、放課後児童クラブにおいても感染症対策は重要であり、令和2年3月2日付けの通知では、密集性を回避し感染を防止する観点等から、学校の教室等の活用を促したところです。 放課後児童クラブにおいては、本通知の別紙を可能な範囲で参考にし、衛生管理に留意していただきたいと考えます。	令和2年3月11日 令和3年1月7日修正 （下線部分）

	事業名	質問	回答	発出日
6	放課後児童健全育成事業 (通所を避けるよう要請する目安)	発熱の目安が37.5℃とされているが、低年齢児の場合すぐに超えてしまう場合もある。必ず遵守しなければいけない基準か。	「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について(令和2年2月17日付事務連絡)」に基づき、通所を避けるよう要請する場合は発熱の目安を37.5℃としているところです。ただし、発熱の判断をする際には、平熱に個人差があることについて留意することが求められます。また、今般の新型コロナウイルスを発症した人の中には、あまり高い熱が出ないケースも見受けられます。平熱が高い子どもの個々の取り扱いについては、主治医や地域の医療機関に相談するとともに、判断に迷う場合は市区町村や保健所とも相談の上対応してください。	令和2年3月11日 令和2年5月14日削除
7	放課後児童健全育成事業 (通所を避けるよう要請する目安)	発熱や呼吸器症状が有る場合は通所を避けてもらうよう要請となっているが、ぜん息など、新型コロナウイルス感染症以外の疾患からくる症状で、感染性のものではないと医師から診断が出ている場合の取り扱いはどうにすべきか。	新型コロナウイルスの感染拡大の防止の観点から、発熱や呼吸器症状など風邪症状がある場合は通所・出勤の回避を要請していただくよう、「保育所等における感染拡大防止のための留意点について(令和2年2月25日)」でお伝えしたところと一致してはございません。なお、症状等で心配がある場合には、主治医や地域の医療機関に相談するとともに、市区町村や保健所とも相談の上対応してください。	令和2年3月11日
8	放課後児童健全育成事業 (通所を避けるよう要請する目安)	今般の小学校等の臨時休業に伴い、人的体制を確保する観点から、小学校の教職員に加え、春休み中の大学の学生等の協力のもと放課後児童クラブを運営することは可能か。	人的体制の確保の観点から有効であると考えられるため、当該学生が就業又はボランティアとしてクラブの業務に携わることは問題ありません。ただし、感染の予防に十分留意するとともに、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準を満たしていただく必要があることに留意してください。	令和2年3月11日
9	放課後児童健全育成事業 (通所を避けるよう要請する目安)	閉館中の児童館において放課後児童クラブを実施している場合、児童館内のホールや図書室を放課後児童クラブの登録児童が使用することは可能か。	可能です。 「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について」(令和2年2月27日事務連絡)において、放課後児童クラブについては、感染の予防に留意した上で、原則として、開所いただくこととしているところです。児童館で実施するクラブについては、児童の密集を回避し、感染のリスクを予防する観点からも、御指摘のホールや図書室などのスペースも活用しながら開所していただくことが望ましいです。	令和2年3月11日
10	放課後児童健全育成事業 (通所を避けるよう要請する目安)	「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業の優先利用に関する留意事項について」(令和2年3月4日付け子発第1号厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知)(以下「令和2年通知」とする。)において、放課後児童クラブの優先利用についての考え方が示されているが、この通知をもって、「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」(平成28年9月20日付け雇児総発0920第2号)(以下「平成28年通知」とする。)は廃止となるのか。	平成28年通知について、廃止とはなりません。 今般の小学校等の臨時休業に伴い、従来の放課後児童クラブの利用児童数よりニーズが高まることが考えられることや新型コロナウイルス感染症対応のため医療体制を維持する必要があること等により、これまで以上に優先的な利用が求められる場合が考えられます。そのため、平成28年通知においてお示している考え方に加えて、令和2年通知において保護者が医療・介護職や保育士などの社会的要請が強い職業等に就いている場合などについても優先利用の対象と考えられることをお示したところです。	令和2年3月11日
11	放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	都道府県等からの要請等により放課後児童クラブ等を臨時休業することになった場合、子ども・子育て支援交付金の算定にあたって、当該休業日を開所日数に含めてよいか。	「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)(令和2年2月25日)」における取り扱いを踏まえ、都道府県、保健所を設置する市、又は特別区からの休業の要請を受けて地域子ども・子育て支援事業を臨時休業している場合において、子ども・子育て支援交付金の算定に当たっては、もともと開所の予定があったものについては、開所したもものとして算定して差し支えありません。その際は、休業に至った経緯等を事業の歳入歳出に係る証拠書類として整理し保管するようご留意ください。 なお、都道府県等から臨時休業の要請がない場合であっても、職員や利用者に発症者がいる場合など、市町村の判断に必要な臨時休業を行う場合においても、上記の取り扱いに準じることとします。	令和2年3月12日

	事業名	質問	回答	発出日
12	放課後児童健全育成事業	児童数は増加しないが、新型コロナウイルス感染症予防としての支援の単位当たりの人数を減らして実施する場合、今般創設した「支援の単位を新たに設けて運営する場合の補助」の活用は可能か。	感染症防止の観点から、支援の単位を分けることは有効であるため、本補助を活用して差し支えありません。なお、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準を満たしていただく必要があることに留意してください。	令和2年3月12日
13	放課後児童健全育成事業	例えば、児童館で実施する放課後児童クラブが、児童館とは別の敷地に所在する学校の教室等を活用して支援の単位を新たに設ける場合、今般創設した「支援の単位を新たに設けて運営する場合の補助」の活用は可能か。	活用して差し支えありません。ただし、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準を満たしていただく必要があることに留意してください。 各市町村においては、感染のリスクを予防する観点から、学校の教室や児童館を活用するなど、児童の密集を回避できる実施場所の確保に努めるようお願いいたします。	令和2年3月12日
14	放課後児童健全育成事業	児童同士の密集を防ぐ目的で、一時的に別の敷地に所在する施設等に実施場所を移して事業を行うことは可能か。	新型コロナウイルス感染症予防の観点から有効であると考えられるため、通常時と異なる敷地に所在する、より広い専用区画を確保できる施設等において事業を実施して差し支えありません。ただし、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準を満たしていただく必要があることに留意してください。 各市町村においては、感染のリスクを予防する観点から、学校の教室や児童館を活用するなど、児童の密集を回避できる実施場所の確保に努めるようお願いいたします。	令和2年3月12日
15	放課後児童健全育成事業	小学校の臨時休業に伴い増加するニーズに対応するため、新たに支援の単位を増やした場合等は財政支援を受けることができることとされているが、児童の数が10人未満である場合、放課後児童健全育成事業実施要綱（平成27年5月21日付け雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添1「放課後児童健全育成事業」の「11 費用」に基づき、厚生労働大臣の承認を得る必要があるのか。	今般の小学校の臨時休業に伴い新たに開所する支援の単位については、児童の数が10人未満であっても、今回に限っては承認を不要とします。	令和2年3月12日
16	放課後児童健全育成事業	小学校の臨時休業に伴い増加するニーズに対応するため、新たにクラブを開所した場合、今般創設した「支援の単位を新たに設けて運営する場合の補助」の活用は可能か。	児童福祉法に基づく市町村への届け出が行われていれば、活用して差し支えありません。	令和2年3月12日
17	放課後児童健全育成事業	児童福祉法に基づき市町村への届出がされている放課後児童クラブである一方で、市町村地域子ども・子育て支援事業計画に位置付けていない等の理由で、市町村から放課後児童健全育成事業（特定分）の補助が出ていないクラブについても、今般、創設された「支援の単位を新たに設けて運営する場合の補助」の対象となるか。	児童福祉法に基づく市町村への届け出が行われていれば、対象として差し支えありません。	令和2年3月12日
18	放課後児童健全育成事業	今般の臨時休業に関連して保護者が追加で負担する必要がある保険料などは、今般の財政措置に含まれるか。	今般の措置の特殊性に鑑み、保険料を含め、運営に必要な経費は今回の加算に含まれます。なお、飲食物費は、従来より保護者の実費負担としていることから、含まれません。	令和2年3月12日
19	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	交付要綱上、「子どもの預かりの援助を行いたい会員に助成する場合に補助」とあるが、既に事業を実施し、会員間で利用料の支払いを行ってしまったケースについては補助対象外となるのか。	既に事業を実施した場合や、当該事業の実施に向けた事務手続きが年度内執行に間に合わない等のやむを得ない事情がある場合においては、照会のケースも補助対象とし、利用会員へ償還払いをする取扱いとしても差し支えありません。	令和2年3月12日

	事業名	質問	回答	発出日
20	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業について、市により一括購入した子ども用マスク等を各事業所に配布し、別に事業所毎で感染防止用の備品等購入を行う場合、市に対して500,000円、各事業所に対して1か所あたり500,000円の補助基準額がそれぞれ適用されるのか。	放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及びファミリー・サポート・センター事業は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり500,000円の補助基準額としているので、照会のケースでは、市による子ども用マスク等の一括購入にかかる経費と事業所による備品購入にかかる経費を合算した実支出額に対して500,000円の補助基準額が適用されま す。 子ども用マスク等の一括購入にかかる経費については、各事業所への配布枚数に応じて按分すること等で1か所あたりの経費を算定することが考えられま す。	令和2年3月12日
21	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業について、事業所で感染症防止用の備品等購入を行う場合の対象範囲は。	子ども用マスクや消毒用エタノール、体温計、空気清浄機、液体石鹸、うがい薬等、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から必要と考えられるものは対象として差し支えありません。	令和2年3月12日
22	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	「市町村による事業所等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入」とあるが、事業者がマスクや消毒液等を購入した場合については補助対象となるか。	補助対象となります。	令和2年3月12日
23	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	今回の補助対象は物品の購入・納品等を3月中に完了させる必要があるのか。また、納品等が間に合わない場合はどうすれば良いのか。	今回の補助対象は物品の購入・納品等を3月中に完了させる必要があります。 一方で、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響により、納品が間に合わないなど、事業の完了が4月以降になることが見込まれる場合については、繰越（事故繰越）の手続きが必要となるため、地方財務局に御相談ください。	令和2年3月12日
参考 (24-1)	放課後児童健全育成事業 (令和2年4月7日発令緊急事態宣言における緊急事態特別措置関係)	緊急事態特別措置を実施すべきとされた地域における放課後児童クラブは、どのように対応すべきか。	まずは、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、通所を控えるようお願いするなど、規模を縮小して開所することについて検討をお願いします。 また、子どもや職員が罹患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合で規模を縮小して実施することも困難なときは、臨時休業の検討をお願いします。なお、この場合においても、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の預かりが必要な場合の対応について、検討をお願いします。	令和2年4月9日 令和3年1月7日修正 (下線部分)
24-2	放課後児童健全育成事業 (令和3年1月8日及び4月25日発令緊急事態宣言における緊急事態特別措置関係)	緊急事態特別措置を実施すべきとされた地域における放課後児童クラブは、どのように対応すべきか。	令和3年1月の緊急事態宣言は、令和3年1月7日付けで変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に記載のとおり「社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限する」ものであることに加え、新型コロナウイルス感染症の特徴として、子どもが重症化する割合は低いため、感染防止策を徹底しつつ、原則開所していただくようお願いいたします。また、令和3年4月の緊急事態宣言についても、同様の対応をお願いいたします。 なお、放課後児童クラブにおいて感染者が出た場合等、臨時休業等する場合には、参考(24-1)の回答(25、26の解釈を含む。)に沿った配慮をお願いします。	令和3年1月7日 令和3年4月23日修正 (下線部分)

	事業名	質問	回答	発行日
25	放課後児童健全育成事業 (緊急事態特別措置関係)	「緊急事態宣言後の保育所等の対応について（令和2年4月7日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名事務連絡）」にある「医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者」にはどのようなものが想定されるか。	<p>各都道府県における休業要請等の内容や、市町村の実情を踏まえてご検討いただくものではありませんが、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年4月23日変更）」）において例示されている「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」を踏まえ、市区町村において検討の上、適切にご判断ください。</p> <p>※（参考）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年4月23日変更）」）（抜粋）</p> <p>（別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者</p> <p>以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。</p> <p>1. 医療体制の維持 ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。 ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。</p> <p>2. 支援が必要な方々の保護の継続 ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。 ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。</p> <p>3. 国民の安定的な生活の確保 ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。</p> <p>① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPGガス、上下水道、通信・データセンター等） ② 食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食物品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等） ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等） ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等） ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等） ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等） ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等） ⑧ 冠婚葬祭関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等） ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等） ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）</p> <p>4. 社会の安定の維持 ・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。</p> <p>① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等） ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等） ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等） ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等） ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等） ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス） ⑦ 育児サービス（託児所等）</p> <p>5. その他 ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。</p>	令和2年4月9日 令和3年4月23日修正 (下線部分)
26	放課後児童健全育成事業 (緊急事態特別措置関係)	「緊急事態宣言後の保育所等の対応について（令和2年4月7日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名事務連絡）」にある「仕事を休んで家にいることが可能な保護者」にはテレワークで在宅勤務をしている者は含むのか。	テレワークで在宅勤務をしている場合は仕事を休んで家にいるものではないため、必ずしも「仕事を休んで家にいることが可能な保護者」に該当するものではありません。いずれにしても、ご家庭の状況、子どもの年齢や職務の内容等を十分に勘案した上で、市区町村において適切にご判断ください。	令和2年4月1日
27	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援）	令和2年度補正予算で継続して計上している事業（小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援、小学校の臨時休業に伴うファミリー・サポート・センター事業の利用料にかかる財政支援、感染拡大防止対策に係る支援）について、FAQ12～22の取扱いと同様になるのでしょうか。	お見込みのとおりです。	令和2年5月1日

	事業名	質問	回答	発出日
28	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援）	従来の放課後児童健全育成事業の運営費にかかる補助単価は、運営費全体の1/2を保護者負担とするの考え方に基づき設定されていると承知しています。令和2年度の補正予算で計上している「小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援」にかかる補助単価についても、同様の考え方により設定されていますか。	「小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援」にかかる補助単価については、今回の措置の特殊性に鑑み、保護者負担は求めないとの考え方により設定しています。	令和2年5月1日
29	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援）	「放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援」についてどのような場合に対象となるのですか。	市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために放課後児童クラブを臨時休業をさせた場合等、市区町村が保護者へ返還する日割り利用料について財政支援を行うこととしています。 なお、市区町村の要請等により臨時休業や通所回避をすることがあらかじめ分かっている場合等に、その分の利用料を徴収しなかった場合は保護者に返還したものとみなして本事業の対象とすることができます。 利用料の返還のイメージについては別紙のとおりとなります。 また、「市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために放課後児童クラブを臨時休業をさせた場合等」にどのような場合が含まれるかについては問30のとおりとなります。	令和2年5月1日 令和2年5月14日修正 (下線部分)
30	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援）	「市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために放課後児童クラブを臨時休業をさせた場合等」にはどのような場合が含まれますか。	「市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために放課後児童クラブを臨時休業をさせた場合等」には、市区町村の要請・同意により放課後児童クラブを休所した場合や市区町村からの通所回避の要請により放課後児童クラブを欠席した場合等が含まれ、例えば、以下の場合が考えられます。 ①子ども等の感染が発覚し、市区町村からの要請・同意により、放課後児童クラブの一部又は全部を休所した場合 ②地域の公衆衛生の観点から、市区町村の要請・同意により、放課後児童クラブの一部又は全部を休所した場合 ③放課後児童クラブは開所しているが、感染、感染の疑い、濃厚接触により一部の子どもに対し、市区町村から通所回避の要請・同意を行った場合 ④小学校の臨時休業等に伴い、放課後児童支援員の数が少ないため、自宅での養育を要請する場合など、市区町村の要請・同意により放課後児童クラブに通所しなかった場合	令和2年5月1日
31	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援）	補助対象額についてどのように算出すればいいですか。	補助対象額については、各施設での1日・1人当たりの利用料を算出し、1日・1人当たりの補助基準額（500円）の範囲内で補助することとなります。 各施設における1日当たりの利用料の算出方法については、例えば、以下のような方法が考えられます。 (例：月25日開所の放課後児童クラブで利用料が月額1万円の1日当たりの利用料の算出方法) 月額10,000円 ÷ 25日（開所日数） = 1日当たり400円 上記例の放課後児童クラブの場合は1日当たり400円が補助対象額となります。 上記例の補助額の算出方法については、補助対象額に通所できなかった日数を乗じた額となります。	令和2年5月1日
32	放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	都道府県等からの要請等により放課後児童クラブ等を臨時休業することになった場合、子ども・子育て支援交付金の算定にあたって、当該休業日を開所日数に含めてよいのか。	「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」（令和2年4月7日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）等における取り扱いを踏まえ、都道府県知事からの使用の制限等の要請を受けて地域子ども・子育て支援事業を臨時休業している場合において、子ども・子育て支援交付金の算定に当たっては、もともと開所の予定があったものについては、開所したものととして算定して差し支えありません。その際は、休業に至った経緯等を事業の歳入歳出に係る証拠書類として整理し保管するようご留意ください。 なお、都道府県知事から使用の制限等の要請がない場合であっても、子どもや職員が罹患した場合や地域で感染が着しく拡大している場合など、市区町村の判断で必要な臨時休業を行う場合においても、上記の取扱いに準じることとします。また、都道府県等から臨時休業の要請がない場合であっても、職員や利用者に発症者がいる場合など、市区町村の判断で必要な臨時休業を行う場合においても、上記の取扱いに準じることとします。	令和2年5月1日
33	放課後健全育成事業	市区町村の要請により臨時休業した場合の交付金の取扱いはどのようになりますか。	市区町村の要請により臨時休業した場合の子ども・子育て支援交付金の算定に当たっては、もともと開所の予定があったものについては、開所したものととして算定して差し支えありません。なお、その際に算定できるものとしては基本額のほか、開所した場合に算定できる予定であった加算についても算定して差し支えありません。	令和2年5月1日
34	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援）	小学校の分散登校の実施により、休業している学年の子どもを午前中から放課後児童クラブで預かりを行った場合、「小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援」の対象となりますか。	お見込みのとおりです。	令和2年5月14日

	事業名	質問	回答	発出日
35	放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、児童厚生施設	「緊急事態宣言後の保育所等の対応について（令和2年4月7日付け事務連絡）」にある「ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等」には、どのような者が想定されますか。	ひとり親家庭の子どもの他、例えば、病気や障害を有している保護者の子ども、同居している親族を常時介護・看護している保護者の子ども、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童などであって、家庭での保育が困難と考えられる場合が考えられ、市区町村において検討の上、適切にご判断ください。	令和2年5月14日
36	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	令和2年度補正予算に計上している子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時利用支援加算について、既に事業を実施し、会員間で利用料の支払いを行ってしまったケースについては補助対象外となるのか。	既に事業を実施した場合等のやむを得ない事情がある場合においては、照会のケースも補助対象とし、利用会員へ償還払いをする取扱いとしても差し支えありません。	令和2年5月14日
37	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（全事業共通）	新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項第2号の緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除がなされた地域についても、実施要件を満たせば、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業の対象となりますか。	各事業の実施要件を満たせば、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項第2号の緊急事態措置を実施すべき区域の指定の有無にかかわらず、対象となります。	令和2年5月14日
38	放課後児童健全育成事業（通所を避けるよう要請する目安）	発熱に関して、低年齢児の場合、一般に体温が変動しやすい。何を基準に判断すればよいか。 ※No. 6を削除し、No. 38を追加	「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）（令和2年5月14日）」に基づき、発熱等がある場合は通所を避けるよう要請することとしています。ただし、発熱の判断をする際には、平熱に個人差があることについて留意することが求められます。また、今般の新型コロナウイルスを発症した人の中には、あまり高い熱が出ないケースも見受けられます。子どもの個々の取り扱いについては、主治医や嘱託医と相談するとともに、判断に迷う場合は市区町村や保健所とも相談の上対応してください。	令和2年5月14日
39	放課後健全育成事業	新型コロナウイルス感染症対策のため、放課後児童クラブが臨時休業等をすることになった場合、自宅待機となった職員との給与について、どのように対応すべきか。	今般の新型コロナウイルス感染症に伴い、放課後児童クラブが都道府県等の要請を受けて休業している場合に、もともと開所の予定があったものについては、通常どおり開所したものととして交付金を交付し、減額は行わないようにしており、放課後児童クラブを運営する事業所の収入を保障しています。放課後児童クラブの臨時休業等に伴い自宅待機となった職員にかかる人件費の支出についても、これを踏まえて、適切に対応いただくべきものと考えております。	令和2年5月20日
40	放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	都道府県等からの要請等により放課後児童クラブ等を臨時休業することになった場合、子ども・子育て支援交付金の算定にあたって、当該休業日を開所日数に含めてよいか。	新型コロナウイルス感染症への対応として、 ・都道府県知事からの使用の制限等の要請を受けて臨時休業している場合 ・市区町村の判断により、子どもや職員が罹患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合など必要な臨時休業を行う場合 において、子ども・子育て支援交付金の算定に当たっては、もともと開所の予定があったものについては、開所したものととして算定して差し支えありません。その際は、休業に至った経緯等を事業の歳入歳出に係る証拠書類として整理し保管するようご留意ください。	令和3年3月31日
41	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援）	令和3年の夏季休暇について新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、期間を延長する自治体もあるが、当該自治体の放課後児童クラブが午前中から開所を行った場合の費用は「新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援）」の算定対象になりますか。	○新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、夏季休暇を延長した期間（以下「延長期間」という。）に放課後児童クラブを午前中から開所した場合の費用について、「新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援）」の算定の取り扱いは以下のとおりとなります。 ・延長期間について学校管理規定等を改正せず、小学校の授業の休業日以外の日として取り扱い、小学校を「臨時休業」し、放課後児童クラブを午前中から開所した場合に係る費用については、「新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援）」の算定対象として取り扱っていただいて差し支えありません。 ・延長期間について学校管理規定等を改正し、小学校の「夏季休暇」として取り扱い、放課後児童クラブを午前中から開所した場合に係る費用は、通常は運営費において算定することとなりますが、当該期間は特殊事情による休業日であるため、新型コロナウイルス感染防止対策や利用児童に対する適切な育成支援を図る観点から、本来の夏季休暇終了日の翌日から延長終了日までの間は小学校の授業の休業日以外の日とみなし、「新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援）」の算定対象として取り扱っていただいて差し支えありません。 ○なお、「新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援）」にかかる補助単価については、保護者負担は求めないとの考え方により設定していますので、ご留意ください。	令和3年9月2日

市区町村で利用料の徴収を行っている場合

- 市区町村で利用料の徴収を行っている場合、利用している保護者からの申請に基づき、市区町村から利用者へ直接返還。

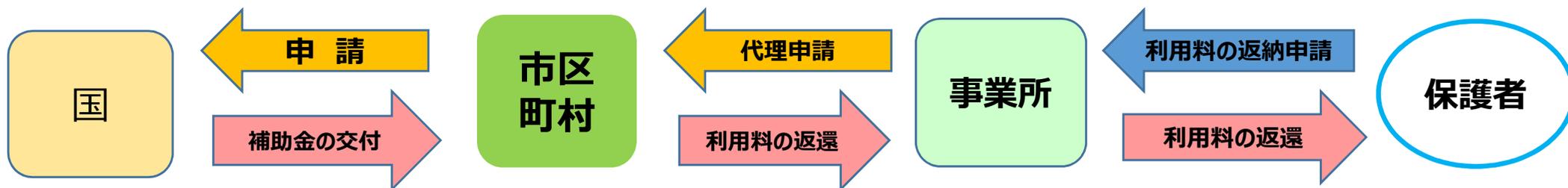
<返還のイメージ>



民間施設で利用料の徴収を行っている場合

- 民間施設で利用料の徴収を行っている場合、利用している保護者からの申請に基づき、事業所が取りまとめ、市区町村に申請し、事業所を介して、返還することとする。

<返還のイメージ>



緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下において、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインを取りまとめましたので、お知らせします。

事務連絡
令和3年8月27日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が
確認された場合の対応ガイドラインの送付について

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合に、地域の感染状況や保健所の業務の状況等を踏まえ、迅速に対応するため、平常時から学校と保健所が連携をとり、初動体制について、あらかじめ整理しておくことが重要です。

今回、特に緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下において、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合に、学校における濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断に当たっての考え方について、別添ガイドラインのとおり取りまとめましたので、各学校や学校の設置者において、地域の感染状況等に応じた対応の参考としてください。

なお、学校において、濃厚接触者等の候補者リストを作成、提示する場合には、

- ・ 感染者を含め、児童生徒等のプライバシーに配慮すること
- ・ 適切な候補者リストを作成するため、特定の教職員にのみ過度な負担がかからないようにすることに配慮しつつ、管理職の指示に基づき組織的に実施すること

などにご留意ください。

また、幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上で、出席停止等の対象となっていない幼児に対し、預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないように、居場所の確保に向けた取組を検討してください。

本ガイドラインについては、今後の感染の状況等を踏まえ、必要な見直しを行ってまいります。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の 対応ガイドライン（第1版）

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合に、地域の感染状況や保健所の業務の状況等を踏まえ、迅速に対応するため、平常時から学校と保健所が連携をとり、初動体制について、あらかじめ整理しておくことが重要です。

本ガイドラインでは、特に緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下で、学校における濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断等に当たっての考え方を取りまとめました。各学校や学校の設置者において、地域の感染状況等に応じた対応の参考としてください。

なお、本ガイドラインは、各地域において、今回お示しするような基準がない場合、又は改めて学校設置者と保健所とで学校で感染者が発生した場合の対応について協議する場合などに役立てていただくことを想定しており、既に各地域で同様の基準がある場合には、それによっていただいても構いません。

また、濃厚接触者等の特定等への協力に関する具体的な手続きについては、「感染拡大地域における濃厚接触者の特定等の協力について」（令和3年6月17日付け事務連絡）を参照してください。

1. 学校で感染者が確認された場合の対応

学校で児童生徒等や教職員の感染者が確認された場合は、校長は、感染した児童生徒等について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、病気休暇等の取得や在宅勤務、職務専念義務の免除等により出勤させないようにしてください。

また、児童生徒等や教職員が濃厚接触者と判定された場合にも、同様の措置をとってください。

2. 濃厚接触者等の特定について

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合に、感染者本人への行動履歴等のヒアリングや濃厚接触者等の特定等のための調査は、通常、保健所が行いますが、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域における学校においては、保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者やその周辺の検査対象者となる者（以下「濃厚接触者等」という）の特定のため、校内の濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力することが必要な場合があります。学校、教育委員会等は、保健福祉部局その他関係機関と、事前に保健所との協力体制について可能な限り相談をしてください。

<濃厚接触者等の候補の考え方>

校内の濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間（発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下の①又は②いずれかに該当する児童生徒等及び教職員とします。

①濃厚接触者の候補

- ・感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある）
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※）で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

※必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

②濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級の児童生徒等）
- ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する児童生徒等）
- ・感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等（感染者と同一の寮で生活する児童生徒等）
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

※学校において上記①②の候補の速やかな特定が困難な場合は、判明した感染者が1人でも、感染状況によっては、原則として当該感染者が属する学級等の全ての者を検査対象の候補とすることが考えられる。

3. 出席停止の措置及び臨時休業の判断について

学校において感染者が発生した場合に、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要性については、通常、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて学校の設置者が判断することとなりますが、学校の設置者は、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域においては、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合に臨時休業を行う範囲や条件を事前に検討し、公表しておくことが適切です。

<臨時休業の範囲や条件の例>

学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者等を出席停止とするとともに、学校医等と相談し、以下のとおり臨時休業を検討してください。

まず、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間（全体として概ね数日～1週間程度）、臨時休業を行うことが考えられます。なお、ばく露から症状発症まで、最大14日、多くは5日と長いこと、既に感染が顕在化した時点で、臨時休業を行ったとしても感染の拡大がさらに広がる可能性があることに留意してください。

い。

その上で、把握された全体像の状況によって、感染が拡大している可能性がある場合においては、教育委員会等の設置者は次の必要な対策として学級あるいは学年・学校単位の臨時休業の検討をしてください。

【学級閉鎖】

○以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
 - ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
 - ④その他、設置者が必要と判断した場合
- (※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。)

○学級閉鎖の期間としては、5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

【学年閉鎖】

○複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

○複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合のフロー

<現状>

【学校から設置者への連絡、感染者の出席停止】

- 学校は、児童生徒等又は教職員が感染した旨の連絡を受けたら、
- ・設置者に連絡し、感染者の学校内での活動状況を伝える。
- ・感染者が児童生徒等の場合、学校保健安全法第19条に基づき出席停止措置とする。
- ・感染者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。

【設置者から保健所に報告・相談】

設置者は、臨時休業の実施の必要性も含めて、保健所に報告・相談。

【保健所による調査】

保健所は、必要な情報を収集し（調査）、濃厚接触者の特定等を実施。

学校及び設置者は、上記調査に協力。

【設置者が臨時休業の要否を判断】

設置者は、保健所の見解や学校医の助言を踏まえ、学校の全部又は一部の臨時休業の要否を検討。

右以外の場合

学校教育活動を継続

- ※状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直し等
- ※濃厚接触者が児童生徒等の場合、出席停止措置
- ※濃厚接触者が教職員の場合、出勤させない取扱い

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等

学校保健安全法第20条に基づき、学校の全部又は一部の臨時休業

<緊急事態宣言対象地域等で保健所の業務が逼迫している地域>

【保健所業務の補助】

事前に保健所に相談した基準又は文部科学省のガイドライン等に基づき、学校の設置者又は学校が必要な情報を収集し、濃厚接触者等の候補者のリストを作成。
設置者は上記リストを保健所へ提供。
上記リストを踏まえ、設置者と保健所が相談し、外部委託による検査を含め、保健所は濃厚接触者等を決定し検査を実施。

【設置者が臨時休業の要否を判断】

設置者は、濃厚接触者等のリスト提出後、検査の実施や校内の消毒等に要する期間や校内の感染状況に基づき、学校医等と相談し、学校の全部又は一部の臨時休業の要否、対象、期間を検討。

右以外の場合

学校教育活動を継続

- ※状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直し等
- ※濃厚接触者が児童生徒等の場合、出席停止措置
- ※濃厚接触者が教職員の場合、出勤させない取扱い

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等

学校保健安全法第20条に基づき、学校の全部又は一部の臨時休業

感染拡大地域における濃厚接触者の特定等についてお知らせします。
 学校において感染者が発生した際には、保健所とよく連携し、必要に応じ、濃厚接触者の特定等に協力いただきますようお願いいたします。

事務連絡
 令和3年6月17日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
 各都道府県教育委員会専修学校主管課
 各都道府県私立学校主管部課
 附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
 各文部科学大臣所轄学校法人担当課
 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
 各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

感染拡大地域における濃厚接触者の特定等の協力について

厚生労働省では、令和3年6月4日付事務連絡「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」において、必要な行政検査が迅速に行われることを目的として、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域であって、保健所業務の逼迫等により積極的疫学調査を行うことが困難である場合、これら地（区）域に指定されている期間中に限り、濃厚接触者の特定を含む疫学調査の実施について、保健所自らが聞き取りによりその範囲の特定を行わずとも、陽性者が確認された事業所が、保健所業務の補助として、本人の同意を得た上で一定の基準に基づき濃厚接触者やその周辺の検査対象となる者（以下「濃厚接触者等」という）の候補範囲を特定し、濃厚接触者等の候補者リストを保健所に提示することにより、保健所が適切と認定した場合（範囲）において、行政検査として必要な検査を実施することも可能であることを示しています。

については、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域における学校において感染者が発生した際には、保健所に相談するなど保健所とよく連携をとり、保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者等の特定や検査機関への検査依頼等にも、できる限りご協力いただきますようお願いいたします。

なお、学校において、濃厚接触者等の候補者リストを作成、提示する場合には、

- ・ 感染者を含め、児童生徒等のプライバシーに配慮すること
- ・ 適切な候補者リストを作成するため、特定の教職員にのみ過度な負担がかからないようにすることに配慮しつつ、管理職の指示に基づき、組織的に実施することなどにご留意ください。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を

含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)

事務連絡
令和3年6月4日

各 { 都道府県 }
 { 保健所設置市 } 衛生主管部（局） 御中
 { 特別区 }

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について

保健所業務については、地域の感染状況等によって、優先的に取り組むべき業務が異なることがあります。例えば、緊急事態宣言対象地域やまん延防止等重点措置区域など感染が大きく拡大している地域においては、陽性者の増加に伴う保健所業務の逼迫により、自宅・宿泊療養者の健康観察や濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査の実施が遅延したり、十分に行えなくなったりするおそれがあります。

このため、必要な行政検査が迅速に行われることを目的として、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域であって、保健所業務の逼迫等により積極的疫学調査を行うことが困難である場合、これら地（区）域に指定されている期間中に限り、濃厚接触者の特定を含む疫学調査の実施について、保健所自らが聞き取りによりその範囲の特定を行わずとも、陽性者が確認された事業所が、保健所業務の補助として、本人の同意を得た上で一定の基準（別添参照）に基づき濃厚接触者やその周辺の検査対象となる者（以下「濃厚接触者等」という）の候補範囲を特定し、濃厚接触者等の候補者リストを保健所に提示することにより、保健所が適切と認定した場合（範囲）において、行政検査として必要な検査を実施することも可能です。地域の感染拡大防止のために保健所自らが行うべき業務、効率化できる業務等を総合的に判断した上で、適切に取り組んでください。

また、この場合において、保健所が認定した濃厚接触者を含む検査対象者に対する行政検査については、保健所があらかじめ委託契約を結んでいる検査機関や医療機関に対して、保健所が認定したことがわかる検査対象者リストを事業所が送付するなどにより、事業所から直接、当該行政検査を依頼することも差し支えありません。その際には、委託先となる検査機関等の確保に加え、事業所に

も必要な情報（行政検査を依頼できる検査機関リスト、検査を依頼する際の手順など）が適切に伝わるよう必要な体制整備を事前に行ってください。

なお、積極的疫学調査は、本来保健所が行うべき業務であり、かつ上記の対応は臨時的なものであることに鑑み、緊急事態宣言対象地域又はまん延防止等重点措置区域の指定から外れた場合には、地域の感染拡大を防止するために必要な検査を保健所が主体的に行えるよう、直ちに保健所内の業務体制を見直すようお願いいたします。

【参考】

上記に関連した事例として、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域において、あらかじめ地域の医師会や医療機関との間で濃厚接触者の判断に関する聞き取りを医療機関に委託する旨合意し体制を構築した上で、医療機関が聞き取りを行っている自治体もあります。なお、このような仕組みで濃厚接触者の判断に関する聞き取りを行った者についても、医療機関からその情報を保健所に共有の上、保健所は、濃厚接触者の認定を含め必要な対応を行ってください。

（事例）

- ・ 無症状の受診者から、同居者や同僚に陽性者が確認されたため濃厚接触者の可能性があるとして検査や受診の申し出があった場合に、医療機関と保健所の事前の取り決めに基づき、医療機関が当該受診者について保健所に代わって濃厚接触者の判断に関する聞き取りを行い、検査を実施する場合

(別添) 事業所に対して濃厚接触者等の候補となる範囲を示す場合の例

患者の濃厚接触者の候補及び患者周辺の検査対象者の候補の範囲は、患者の感染可能期間のうち当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間^{※1}において、以下のいずれかに該当する者とする。

※1 感染可能期間は、発症2日前（無症状病原体保有者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間とされている。

【濃厚接触者の候補】

- ・ 患者と同居していた者
- ・ 適切な感染防護なしに患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
- ・ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし^{※2}で、患者と15分以上の接触があった者

※2 必要な感染予防策については、単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態になかったかについても確認する。

【患者周辺の検査対象者の候補】

いわゆる「三つの密（密閉、密集、密着）」となりやすい環境や、集団活動を行うなど濃厚接触が生じやすい環境、同一環境から複数の感染者が発生している事例において、

- ・ 感染者からの物理的な距離が近い（部屋が同一、座席が近いなど）者
- ・ 物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者
- ・ 寮などで感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者
- ・ 換気が不十分、三つの密、共用設備（食堂、休憩室、更衣室、喫煙室など）の感染対策が不十分などの環境で感染者と接触した者